

石油・天然ガス開発事業  
推進に係る  
政策要望

2019年6月

石油鉱業連盟

## 目次

### I. はじめに

- 1. 石油・天然ガスをめぐる環境・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 日本の石油・天然ガス確保に向けた課題・・・・・・・・ 2
- 3. 今次政策要望の基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### II. 要望

- 1. リスクマネー供給等の機能・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. 政府・JOGMECの事業運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3. 政府系金融機関の開発資金融資等・・・・・・・・・・・・ 10
- 4. 資源外交の強力かつ戦略的な推進・・・・・・・・・・・・ 11
- 5. 国内石油・天然ガス資源開発・・・・・・・・・・・・ 12
- 6. 石油・天然ガス開発技術とその応用技術の研究開発・ 13
- 7. 天然ガス利用拡大に向けた供給基盤の整備・・・・・・・・ 14
- 8. 石油・天然ガス開発税制・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## I. はじめに

### 1. 石油・天然ガスをめぐる環境

#### (1) 需給及び価格動向

原油価格は、OPEC/一部非 OPEC 産油国（以下：OPEC プラス）の目標約 180 万 BBL/日を上回る協調減産、米国によるイランやベネズエラへの経済制裁に伴う石油生産量の減少等、需給のリバランス化を背景に、昨年 10 月初旬まで上昇した。米国の要請による一部減産緩和等に伴う供給量の増加と米中の貿易摩擦に起因する世界経済減速懸念による需要減少観測に伴う供給過剰観から 11 月には急落し、12 月末まで下落を続けた。本年は、上述の需要減少懸念はあるものの、OPEC プラスの 120 万 BBL/日 の協調減産延長効果への期待や、米国の対イランやベネズエラ制裁に加え、リビアの内戦等による需給タイト化の観測から回復基調に転じたが、依然として神経質な値動きを示しており、足許では WTI 価格で 50 ドル/BBL 台後半、Brent 価格で 60 ドル/BBL 台半ばで推移している。今後は 50～70 ドル/BBL のボックス圏で推移すると思われるが、協調減産や米中の貿易交渉の行方、米国の政策の影響、中東・北アフリカ等の地政学的リスク、金融緩和政策動向等の予測し難い要因により、想定外の変動幅を示す可能性は残る。

LNG については、主として米国、ロシア、あるいは国際石油開発帝石株式会社（INPEX）のイクシスプロジェクトが稼働開始した豪州など、昨年は 4,000 万トン相当の LNG プロジェクトが新たに生産を開始し供給量が増加した。他方、中国、アジア等にて需要が拡大し、特に中国では LNG の輸入量が 2017 年に比べ 38%も増加した。今年も米国を中心として新たなプロジェクトが生産・出荷を開始する見込みである。このため、20 年頃までは供給が需要の伸びを上回り需給は当面緩むものの、中国やアジアの旺盛な需要は継続し、また、2014 年から 2016 年までの FID 停滞期の影響から、2020 年台前半には、需給は引き締まるとの JOGMEC の見方もある。価格については、年末に向けて上昇基調を示し、2018 年の平均輸入価格は 10.5 ドル/mmbtu であった。アジアの LNG スポット価格も同様の傾向を示していたが、豪州、米国の新規プロジェクトからのターム契約が増え

るなど供給拡大により需給が緩んだことから、年初から下落し、足許では4ドル台 /mmbtu となるなど安値圏で推移している。

## (2) 低炭素社会への対応と上流投資

パリ協定と持続可能な開発目標 (SDGs) の二つのグローバルコミットメントをベースとした、ESG 投資の概念の広まりにより、ダイベストメントや、「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」の提言に従った気候関連財務情報の開示など、低炭素化の社会的要請を背景に、欧米石油メジャーは再生可能エネルギーや天然ガス等、石油に過度に依存しない経営体質への構造転換しつつある。他方、石油・天然ガスは一次エネルギーの一定割合を占め続け、その重要性には変化はないとされており、欧米石油メジャーも気候温暖化問題への対応を行う一方で、油価回復を契機に資産買収や開発投資を再開し、選択と集中を通じた資産の再編の動きを示しており、また中国、インドは投資を活発化させている。これらの投資にあっても、上流事業のサステナビリティを確保するために、各事業者は E&P に加え、気候変動問題への対応も含めた投資を行うべき時代となった。

## 2. 日本の石油・天然ガス確保に向けた課題

政府は、「第5次エネルギー基本計画」において資源確保はエネルギー安全保障の基本として、石油、天然ガスともに2030年に向けた基本方針、一次エネルギー源における重要性や政策の方向性を継続し、「自主開発比率目標である2030年に40%以上」を明記した。国内需要減退や新興国の台頭による我が国の相対的な交渉力の低下や国際需給の不安定化の顕在化を踏まえ、安定的な資源確保のためには、産油・産ガス国に加え、アジアを中心とした資源需要国への施策も含む総合的な政策推進が重要としている。国内外の探鉱活動を促進するため JOGMEC を通じたリスクマネー供給等の政策支援が行われているところ、中長期的な視点でのエネルギーセキュリティの確保を目指すため、2016年11月の JOGMEC 法の改正により、開発案件及び企業買収を含む機動的な権益取得活動への支援策が強化されている。

石油については本年6月の資源・燃料分科会において、「新しい石油産業像」が提

案され、世界的な投資回復の動き、また原油販売依存からの脱却を図る産油・産ガス国のニーズの変化を背景として、既存プロジェクトの維持に加え、新たな供給源への進出、各国のニーズに応じた多角的な関係構築、企業の競争力強化に向けた技術開発・実装の推進が課題とされた。産油・産ガス国に対しては需要の伸びが顕著なアジアのマーケットでの協業や上流事業単体のみならず周辺産業との連携による権益獲得も視野に入れること、他方、需要国に対しては人材育成支援が方向性として示された。また、上流企業に対しては JOGMEC の支援スキームを活用した、企業間連携や産油・産ガス国ニーズに応じた資源獲得支援、新たな地域や新たな環境にあった支援、海外地質構造調査の活用等への支援、デジタル技術実装に対する支援等が示された。

LNG については 2018 年 10 月の LNG 産消会議にて、グローバルな市場の拡大と我が国への安定調達確保のため、本邦企業の参画があれば、上流権益の有無によらず、LNG 中流事業を JOGMEC 支援制度の対象とすること、第三国向けの液化プロジェクトも国際協力銀行、日本貿易保険の政策金融の優遇対象に含めること等、アジアの需要や成長を取り込む政策が発表された。

国産の石油・天然ガスについては日本の供給全体に占める割合は僅かであり、既存油ガス田の減退傾向が見られるが、小資源国である我が国における最も安定した資源を確保するために、陸域及び本邦周辺海域の探鉱・開発を促進し、自給率の向上に資することは重要な政策課題である。我が国企業が海外において事業活動を行っていく上での技術力向上に大きく貢献しており、内外の石油開発を推進する上で技術的・経営的基盤形成の場として重要な役割を担っていることから、これを推進する必要がある。「海洋基本計画」、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定においては、新三次元物理探査船による概ね 5 万 km<sup>3</sup>/10 年の基礎物理探査、同探査船の民間企業による積極的活用、および日本周辺における有望な地質構造への試掘機会を増やすため、基礎試錐に加え補助試錐制度の導入が盛り込まれ、基礎試錐から探鉱出資まで事業化のリスク段階に応じたシームレスな支援制度が構築されることとなった。2019 年 4 月には石油資源開発による日高沖での基礎試錐による掘削事業が

開始された。鉱業権者の新陳代謝を図り、国内資源開発を推進するためには、国主導で探査・試錐を実施するだけでなく、国内外の事業者が、民間主導で資源開発を行うことも求められる。

メタンハイドレートについては「日本メタンハイドレート調査株式会社」を通して当連盟加盟企業も国の事業に参画しており、これまで砂層型では2回の海洋産出試験を実施し、表層型では日本海側を中心とした調査の結果、1,700以上のガスチムニー構造を確認している。砂層型、表層型ともに2023年度から2027年度の間には民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトを開始するとの目標設定をしており、砂層型については、生産挙動予測や技術的可採量評価の信頼性の向上、陸上での長期産出試験の実施を、また表層型については回収技術に関する調査研究、適合する環境評価手法の研究等を行い、海洋産出試験の実施につなげるとされた。

気候温暖化問題への対応については、世界的な課題であり、上流事業者としては石油・天然ガスの自主開発を推進し、埋蔵量・生産量の拡大に努める一方で、CCS、CO<sub>2</sub>-EOR等の事業化を通して大気中の地球温暖化ガスの削減に取り組む必要がある。CCSは二酸化炭素の主要な削減技術であり、我が国でも「日本CCS調査株式会社」が2016年4月から2019年3月までの累計で約235千トンのCO<sub>2</sub>地下貯蔵を実施中であり、当連盟加盟企業も「日本CCS調査株式会社」の事業活動を通して積極的に参画している。CO<sub>2</sub>-EORは石油の回収率向上とCO<sub>2</sub>削減に貢献する技術であるが、JX石油開発が参画する米国における商業プロジェクトで、2017年1月から2019年2月までの累計で約230万ショートトンをおよぼすCO<sub>2</sub>を油層に圧入した。「第5次エネルギー基本計画」において再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組みが追加されたが、地熱開発は石油開発における掘削技術等が活用可能であり事業の推進が期待される。

### 3. 今次政策要望の基本認識

当連盟は、我が国のエネルギーセキュリティ基盤を強化することの重要性に鑑み、原油価格動向、世界的な資源獲得に向けた動き、内外石油・天然ガス開発への政府政策などを注視しつつ、中長期的な視野を持って、エネルギー安定供給の確保に資するべく、当連盟加盟企業の意見が政策に反映されるよう、各方面に要望活動を行っている。

2014年に始まる油価低迷の影響により、我が国上流企業の投資は依然として低い状況にとどまっている。残された探鉱ポテンシャルは限られ、プロジェクトの技術的難易度や事業リスクの増加、気候変動問題に起因する一連の動きや、英国北海や東南アジア等の成熟資産での巨額の廃山義務の顕在化など、我が国上流事業を巡る事業環境は今後とも厳しい状況が続くと考えられる。さらに、前述の通り、石油販売に依存する財政構造からの脱却を図る産油・産ガス国ニーズにも変化が見られることから、需要の伸びが顕著なアジアのマーケットでの産油・産ガス国との第三国における協業や上流事業単体のみならず周辺産業との連携による権益獲得も視野に入れる必要が出てきている。本邦民間企業による自主開発促進による埋蔵量と生産量の拡大には、資源国の多角化や供給源の多様化等を図るという国の方針の下、各企業が技術力や経済性のある資産の獲得による国際競争力強化を念頭においた経営戦略を描き、以下の施策を通してバランスのとれた資源アセットの積み増しを目指すことが極めて重要であるとともに、JOGMEC等を通じた国からのリスクマネーや開発資金等の供給、必要な予算措置の拡充を通じた国による更なる支援と資源確保戦略における官民一体となった協力体制の強化が必要不可欠であると認識する。

1. 権益取得・企業買収による戦略的な油・ガス田資産の構築
2. AI、IoTの活用を含むコスト削減・生産性向上に資する技術革新
3. 気候変動問題に対応する環境性の向上とコスト競争力の強化

このような状況において、当連盟は本年度の政策要望をとりまとめた。当連盟の意図するところをご理解いただき、政策に反映されることを願います。

## II. 要望

### 1. リスクマネー供給等の機能

#### (1) 改正 JOGMEC 法の的確な運用

本邦上流企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さく、資源開発における技術的難易度の高度化・複雑化に加え、新興国等の国営・国有石油企業との競争がますます激化しており、国際競争力の強化が喫緊の課題である。油価回復を追い風に、本邦民間企業の業績も改善の方向にあり、改正 JOGMEC 法での新たな支援制度を民間として有効に活用するためにも、以下の施策の実現を強く要望する。

#### 1) 出資機能

##### ① 初期段階の探鉱に対する出資

新たな地域や、新たな探鉱対象に対して、JOGMEC が実施する海外地質構造調査で得られた知見等を活用し、引き続き、我が国企業が当該鉱区を取得し、試掘を含めた探鉱活動を継続する場合には、探鉱出資制度の対象となるよう採択基準の弾力的な運用を要望する。

##### ② 企業買収及び開発案件に対する出資

JOGMEC 法改正に伴い、JOGMEC の案件採択審査において、外部専門家による資産評価や第三者委員会による審査を追加するなど、審査・ガバナンスの強化が図られた。これらの出資採択審査・手続き、その具体的運用等に関し、民間のニーズを踏まえた上で柔軟かつ円滑に取り進められることを要望する。

既存開発案件に対して JOGMEC 出資の適用が可能になれば、限定されるキャッシュフローの中から、より多くの資金を企業買収・資産買収等の新たな資産獲得に振り向けることが可能となり、さらにそれらの案件に対しても JOGMEC 出資を活用することで、優良資産獲得の機会拡大につながるものと考えられる。



③ 開発・生産段階の資産買収に対する出資の高率（75%）適用

資産買収について、埋蔵量に関する数量要件以外のオペレーターまたは準オペレーターといった条件については、探鉱案件と同様、一定の要件を充足する場合は、ノンオペレーター案件でも高率出資制度（上限 75%）が適用しうるよう要望する。

④ 探鉱・開発・企業買収・資産買収案件への出資のための必要十分な原資の確保

既採択プロジェクトに対するスケジュール通りの出資実行とともに、新規案件採択が機動的に行われるよう、必要十分な原資（JOGMEC による資金支援枠）の確保を要望する。具体的には、資産買収、企業買収出資、開発出資も含めて、政府予算の獲得を通じた資金手当てを行うこと、JOGMEC 保有株式の売却収入や受取配当等を新たな JOGMEC 出資原資に振り向けることや、政府保証付民間借入等の機動的な活用等によって、民間のニーズに対応するために必要十分な原資を確保することを要望する。

⑤ 出資対象となる事業資金範囲の拡大

国際協力銀行協調融資の利払い及び債務保証料の民間部分並びに販管費を含む「事業に必要な資金」の 50%(一定の条件のもと 75%)を出資対象とするよう制度を見直すことを要望する。

2) 債務保証機能

① 保証料率の引下げ及び料率算定体系の見直し

昨今の開発案件のリスクが相当程度まで軽減されていることに鑑み、債務保証基準料率（現行 0.8%/年）をリスクに見合った水準に引き下げることがを要望する。また、保証額による料率逡増や非出資案件に対する料率加算等について、リスクの度合いとの合理性の観点から見直すことを要望する。

② 保証対象となる事業資金範囲の拡大

国際協力銀行協調融資の利払い及び債務保証料の民間部分並びに販管費を含む「事業に必要な資金」の50%(一定の条件のもと75%)を保証対象とするよう制度を見直すことを要望する。

### ③ 債務保証枠の確保と採択基準の弾力的運用

開発資金に対する JOGMEC の債務保証枠を安定的に十分確保する（保証料収入の基金組入れを含む）とともに、油価低迷が JOGMEC の採択審査基準に影響し、それが開発移行の断念や先送りにつながってしまうことのないよう、債務保証及び出資採択審査基準を弾力的に運用することを要望する。

### ④ 追加債務保証採択

石油・天然ガス開発事業に特有の地質的・経済的・政治的リスクの顕在化や油価低迷の影響を受けて、既債務保証採択プロジェクトにおいても追加借入れが必要となった際に、追加債務保証が可能となるよう制度を柔軟に運用することを要望する。

## 3) その他の JOGMEC 支援機能

### ① 海外地質構造調査の積極的な実施

カントリーリスクや技術的リスク等が高く、我が国企業が参画できない国あるいは油・ガス田が未確立な地域・盆地については、比較的少ない競争環境下で先鞭をつけることが可能であることから、海外地質構造調査を当該地域で積極的に実施し、そこで得られた知見等の我が国企業への提供・共有等を通して我が国企業の権益獲得を支援することを要望する。

### ② 産油国協力事業等技術支援事業、直接利権取得制度等の拡充

将来の権益取得を目指し、産油・産ガス国側のニーズ等に応じて、上記制度を積極的に運用・拡充することを要望する。

### ③ 操業現場技術支援事業の拡充

プロジェクトの経済性向上のためには、抜本的な技術開発の重要性が高まっており、また、日本企業の技術力を高めるためにも、一件あたりの事業規模拡大に向けた本制度に対する予算拡充を要望する。

#### ④ E&P 関連人材育成

日本の E&P 技術者全体の技術力水準向上の為、新卒技術者の合同研修の機会の設定を始め、本邦業界全体として若手技術者へのスキルの継承を拡充すべく、TRC を保有する JOGMEC が引き続き支援・協力することを要望する。

#### ⑤ デジタルプラットフォームの活用

上流事業への AI や IoT などのデジタル技術の適用については、個社では人材、技術、ノウハウの不足から時機を得た導入が困難であることを踏まえ、JOGMEC が先導的にデジタル技術の知的基盤を整備・構築することを要望する。

## 2. 政府・JOGMEC の事業運営

### (1) 民間主導原則の維持

政府・JOGMEC は出資先会社に対して民間主導の原則を従来どおり維持することを要望する。

### (2) 採択基本方針・審査基準運用の透明性及び手続きの迅速性の確保

案件の採択にあたっては、我が国のエネルギーの安定的・効率的な供給確保の意義が認められる有望案件を広く採択対象とするよう要望する。

また、制度運用にあたっては、透明性を担保した厳正な審査を前提としつつ、非在来型資源など、従前にはない新しい取引形態が出現していることも踏まえ、一層の迅速化と効率化を図り、ビジネスの実態に応じた利用しやすい制度とすることを旨とし、急激な油価変動への対応を含め民間企業の要望を反映し、柔軟な対応をして頂くよう要望する。

### (3) 保有株式の主要民間株主等への売却

- 1) 政府に引き継がれた旧石油公団保有株式の売却にあたっては、先買権の取り扱いに関する旧石油公団保有資産売却時の扱い（旧石油公団時代からの合意・了解事項を含む）に準じて、適切に売却されることを要望する。
- 2) JOGMEC に引き継がれた旧石油公団保有株式及び JOGMEC の追加出資、並びに今後 JOGMEC が採択・出資するプロジェクト会社の株式については、JOGMEC の新規採択案件における出資基本契約に明記された原則に基づき開発移行が決定され、民間企業が要望する場合には適切に売却されることを要望する。

### (4) JOGMEC の評価

JOGMEC の評価にあたっては、長期的な観点に立ち、高いリスクに挑戦する民間企業の支援を行う JOGMEC の役割が十分に機能するよう、適切な評価基準が適用されることを要望する。

## 3. 政府系金融機関の開発資金融資等

### (1) 融資枠の確保

巨額の資金を必要とする石油・天然ガス開発事業にとって、国際協力銀行の政策融資制度は、極めて重要かつ不可欠な役割を果たしており、良好な開発権益取得に迅速に対応し、またプロジェクトの巨大化等を踏まえ、円滑な資源金融機能が発揮されるよう、十分な融資枠の確保を要望する。

### (2) 返済条件の弾力化

石油・天然ガス開発事業に特有の地質的・経済的・政治的リスクを踏まえ、対象プロジェクトの着実な実施を図るために、必要に応じて返済条件の弾力的な運用を要望する。

### (3) 産油・産ガス国に対する資金協力

近年では海外権益取得等に際して、産油・産ガス国政府・国営石油会社等から様々な資金協力（開発費負担、関連インフラ整備等）が要求されている。権益付与が実質的に資金協力とパッケージとなる場合は、政策金融による積極的対応を要望する。

#### （４）国内石油・天然ガス開発資金利子補給金制度

国内石油・天然ガス開発等に伴う、開発事業者の金融機関からの借入金に対する利子補給制度については、引き続き需要に見合った予算枠の確保を要望する。

#### （５）日本貿易保険による保険引き受け

「資源エネルギー総合保険」が広く活用されるために、個別のプロジェクトに応じた相談への積極的対応、カントリーリスクに対する弾力的な対応を要望する。

#### （６）関係機関間の連携強化

厳しい資源獲得競争の中で民間企業が新規有望鉱区を獲得、開発していくためには、関係公的機関からの支援パッケージ（出資、融資、保証・保険）がタイムリーかつ柔軟に構築されることが不可欠であり、JOGMEC、国際協力銀行、日本貿易保険等の関係機関間における情報共有、案件対処方針協議等の連携強化を要望する。

### 4. 資源外交の強力かつ戦略的な推進

資源確保はエネルギー安全保障の基本として、引き続き安定的な資源確保のための産油・産ガス国と資源需要国の双方に向けた総合的な政策推進が重要であり、このような政策は、民間企業による新規の権益取得はもとより、既存の探鉱開発事業を円滑に推進していくための基本的な支援として非常に重要な役割を果たしている。

#### （１）産油・産ガス国との関係強化

既に我が国と関係を有する産油・産ガス国との間では多面的な関係強化・深化を図るとともに、新たな産油・産ガス国との間では長期的な視点に立った関係構築を目指して、我が国への資源エネルギーの一層の安定供給を図るため、従前にも増して強力かつ戦略的に推進されることを要望する。

#### (2) 産油・産ガス国を対象とする投資促進、開発支援等の事業の推進

産油・産ガス国との関係強化を図るため、投資案件形成に資する調査支援、石油・天然ガス開発分野の共同研究・人材交流・受入研修、本邦民間企業の協力事業への支援等の実施の継続・拡充を要望する。

#### (3) 資源需要国との関係強化

今後需要が伸びるアジア等、海外への本邦石油産業の展開とともに、当該マーケットの成長を我が国のエネルギーセキュリティの向上につなげるため、資源需要国との連携強化に資する人材育成支援等の実施を要望する。また、LNG については柔軟で流動性のある LNG 市場の発展を後押しする政策のさらなる推進を要望する。

#### (4) LNG 事業発掘に係る事前調査費予算の拡充

産油・産ガス国側から本邦民間企業を通じて要請される石油・天然ガス開発分野に関する各種調査研究事業への支援に加えて、新規 LNG 事業発掘を産油・産ガス国に提案するために民間企業が行う事前調査事業への支援を要望する。

### 5. 国内石油・天然ガス資源開発

#### (1) 国内石油・天然ガス資源開発の促進

「海洋基本計画」や「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」では、国内石油・天然ガス開発を促進するため、新たな探査計画と、新 3 次元物理探査船の民間活用、基礎試錐から補助試錐、探鉱出資までの支援制度の構築が盛り込まれたが、これらの具体的な制度設計、運用に際しては、官民双方のニーズに合致し且つ計画の実効性向上に資する制度のもと、確実に国内石油・天然ガス資源開発促進に

つながるよう、当連盟加盟企業等との緊密な意見交換・意思疎通を図ることを強く要望する。

#### (2) 浅海域の基礎調査の実施

基礎物理探査については、探鉱ポテンシャルは高いものの新三次元物理探査船によっても調査実施が困難な「水深 20m 以浅を含む沿岸海域」等における基礎調査も可能となる機動的な調査方式・体制を整備し、多角的な基礎調査を実施して頂くことを要望する。

#### (3) 東シナ海における資源開発に向けた環境整備と大陸棚延長申請のフォローアップ

東シナ海の我が国排他的経済水域において資源の探鉱開発が安全確実に実施できるよう、適切な環境整備が行われることを要望する。また、国連の「大陸棚の限界に関する委員会」に提出されていた 200 海里を超える大陸棚延長の申請に関しては、2012 年 4 月の同委員会勧告にて先送りにされた九州パラオ海嶺南部海域についても、今後とも必要なフォローアップの継続を要望する。

#### (4) 改正鉱業法の合理的運用

改正鉱業法については、未処理出願や未着業鉱区の白地化等に関し、実効性を伴った国内探鉱・開発の促進を図る観点から、民間企業の意向を十分に踏まえた運用が行われることを強く要望する。

### 6. 石油・天然ガス開発技術とその応用技術の研究開発

#### (1) CCS (二酸化炭素地中貯留)

CO<sub>2</sub> の主要な削減技術である CCS については、引き続き、技術の確立、年間 100 万トン規模の貯留地の選定と事業化に積極的に取り組むための十分な予算枠の確保を要望する。

#### (2) CO<sub>2</sub>-EOR (二酸化炭素圧入による石油増進回収)

石油の回収率向上と CO<sub>2</sub> 削減に資する CO<sub>2</sub>-EOR については、CO<sub>2</sub> 回収を伴う

商業プロジェクトの海外展開を積極的に支援する制度の整備、ならびに制度の強化を要望する。

### (3) メタンハイドレート開発

メタンハイドレートについては、砂層型、表層型のいずれも技術的なハードルは相当高く、依然として基礎研究段階にあるものの、日本を資源小国から脱却させる可能性を秘めており、事業化に向けた技術の獲得を継続することが必要との認識のもと、これらの取り組みを国が引き続き先導して促進することを要望する。

### (4) 地熱開発

地熱開発に関しては当連盟加盟会社が保有する石油開発における掘削技術等の活用できることから、国内はもとより海外地熱事業に対しても投資リスクの軽減、掘削成功率や掘削効率の向上に資する技術開発等、JOGMECにおける地熱開発支援の推進を要望する。また、国内の地熱開発におけるアセスメント等の期間・手続きの短縮と、試掘・開発を早期に且つ円滑に進めるための法律・制度の整備を要望する。

## 7. 天然ガス利用拡大に向けた供給基盤の整備

### (1) 天然ガス供給基盤整備のための支援拡充

安定的かつ低廉な天然ガス供給を確保するために LNG 気化ガスの地下貯蔵に係る法整備、枯渇ガス田の更なる活用に係る検討を推進するとともに、天然ガスの利用拡大に必要な幹線パイプラインネットワーク等の供給基盤の整備に向けた支援措置の拡充・創設を要望する。

一方、2017年4月に施行された改正ガス事業法において、全ての導管事業者に対し導管の相互接続に係る努力義務が課されたが、国が接続のための協議の開始を命じる場合等には、接続費用算定メカニズムの透明化を前提として、当該接続の費用回収等の可能性を含めた慎重な対応を要望する。

### (2) ガスシステム改革における適切な制度運用



改正ガス事業法の運用に際しては、一般ガス導管事業と特定ガス導管事業が制度として区分された背景を十分に考慮頂き、特に、届出事業である特定ガス導管事業者に対する必要以上の規制が求められ、結果的に無用の事務コスト負担の増加等に繋がるようなことのないよう、丁寧な対応を要望する。

## 8. 石油・天然ガス開発税制

石油・天然ガス資源の自主開発を促進するためには、税制上の支援制度が必要不可欠であるため、以下の税制の維持・存続等を要望する。

- (1) 海外投資等損失準備金制度(租税特別措置法 55 条)の維持・存続
- (2) 減耗控除制度（租税特別措置法 58 条、同 59 条）の維持・存続
- (3) 油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設
- (4) 石油・天然ガス開発に係る国際二重課税排除の拡充
- (5) 石油及び可燃性天然ガスに係る鉱区税の軽減税率の維持

## 石 油 鉱 業 連 盟

石 油 資 源 開 発 株 式 会 社  
国 際 石 油 開 発 帝 石 株 式 会 社  
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社  
出 光 興 産 株 式 会 社  
三 菱 商 事 石 油 開 発 株 式 会 社  
伊 藤 忠 石 油 開 発 株 式 会 社  
ジ ャ パ ン 石 油 開 発 株 式 会 社  
ペ ト ロ サ ミ ッ ト 石 油 開 発 株 式 会 社  
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社  
J X 石 油 開 発 株 式 会 社  
サ ハ リ ン 石 油 ガ ス 開 発 株 式 会 社  
ア ル フ ァ 石 油 株 式 会 社  
サ ウ ル 石 油 株 式 会 社  
日 揮 株 式 会 社  
コ ス モ エ ネ ル ギ ー 開 発 株 式 会 社  
帝 石 コ ン ゴ 石 油 株 式 会 社  
太 陽 石 油 株 式 会 社  
日 本 ベ ト ナ ム 石 油 株 式 会 社

## 大 陸 棚 委 員 会

出 光 興 産 株 式 会 社  
国 際 石 油 開 発 帝 石 株 式 会 社  
J X 石 油 開 発 株 式 会 社  
石 油 資 源 開 発 株 式 会 社  
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社  
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社  
三 菱 ガ ス 化 学 株 式 会 社